

地元購買促進運動



# げんき BUY! 松浦

～松浦市内でホットなお買い物!～



## 松浦市誕生 10 周年記念 松浦市共通商品券 「まつらぐるっと商品券のデザインが決定!」



◀ 長崎県立松浦高等学校 3 年  
夫津木 彩可さんの作品

6 月 1 日に松浦市共通商品券発行に伴うデザイン優秀賞表彰式が市役所で行われました。

～松浦市誕生 10 周年記念～  
プレミアム付き商品券  
「まつらぐるっと商品券」販売!

### ◆販売期間および販売数

- <第 1 弾> 7 月 21 日から 30 日まで、市民お一人様 2 セットまで  
7 月 31 日から完売 (19,000 セット) まで、お一人様 4 セットまで
- <第 2 弾> 11 月 1 日から 10 日まで、市民お一人様 2 セットまで  
11 月 11 日から完売 (19,000 セット) まで、お一人様 4 セットまで

※多子世帯 (0～18 歳までのお子様 3 人以上在籍) は、1 セット [500 円 × 12 枚] を 4,000 円で 2 セットまで購入できます。

※住民基本台帳で確認し、別途個別通知いたします。平成 9 年 4 月 2 日から平成 27 年 7 月 20 日までに生まれたお子様を 3 人以上扶養されている保護者で、個別通知が届かない人は商工観光課までご連絡ください。

### ◆販売促進事業

共通商品券の発行に併せて、各商工団体が販売促進事業に取り組みます。

#### ●スタンプ 5 倍事業

(主催: 協同組合アクト・松浦市福鷹商工会)  
スタンプ事業チラシの掲載店で商品券を利用すると、商品券に対して通常の 5 倍のポイントをもらえます。  
(※ 7 月 21 日より実施)

#### ●「HOWマッチカードプレゼント」

(主催: 松浦商工会議所・松浦市福鷹商工会)  
HOWマッチカードのチラシ掲載店で商品券を利用すると「HOWマッチカード」がもらえます。  
(※ 11 月 1 日より実施)

○問合せ先 商工観光課 ☎内線 212  
松浦商工会議所 ☎ 0956-72-2151  
松浦市福鷹商工会 ☎ 0955-47-2152

## 「松浦市特定個人情報保護条例 (素案)」等に対する意見募集

問合せ先 || 総務課行政係  
☎内線 322

平成 28 年 1 月からマイナンバーの利用が始まります。

マイナンバー法では、マイナンバーを含む個人情報を「特定個人情報」と定義づけ、一般的な個人情報以上に厳格な保護措置を設け、また、この特定個人情報保護法で定められている事務以外の利用は原則認められていませんが、条例に規定することで同法第 9 条第 2 項に基づくマイナンバーの利用をすることがあります。

つきましては、条例の素案を作成いたしましたので、市民の皆さまからご意見を募集します。

### ①案件の名称

1. 「松浦市特定個人情報保護条例 (素案)」

2. 「松浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 (素案)」

### ②募集期限

7 月 31 日 (金) 必着

### ③素案の閲覧場所

本案は、ホームページで閲覧できるほか、次の場所で閲覧いただけます。

### ④提出方法および提出先

右記素案の閲覧場所に設置している「ご意見提出用紙」の様式により、郵送、ファクシミリまたは電子メールの

いずれかでご提出ください。

ご意見の内容を確認させていただくこともありますので、氏名、住所、電話番号は必ずご記入をお願いします。

なお、電話でのご意見はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

### 《郵送の場合》

〒859-4598

松浦市志佐町里免 365 番地  
松浦市総務課あて

※封筒の表面に赤字で 1. 「松浦市特定個人情報保護条例 (素案)」または 2. 「松浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 (素案)」に対する意見と記入してください。

### 《ファクシミリの場合》

FAX 0956-72-1115

※送信票の添付は不要です。「意見提出用紙」をそのまま送信してください。

### 《電子メールの場合》

sounu@city.matsura.lg.jp

※電子メールの件名を 1. 「松浦市特定個人情報保護条例 (素案)」または 2. 「松浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 (素案)」に対する意見としてください。

※いただいたご意見については、個人情報 (氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスなど) を除き、すべて公開される可能性があります。ご了承ください。

# 天神書簡 ～福岡事務所便り～



松浦の美しい海に、ナイス！ミーツ！～meets! vol.7 発行！～



「meets! まつらブログ」はココからアクセス↑  
meets! まつらチームが随時更新中です。

7月です！「海」の季節がやってきましたね。松浦市の魅力を発信するフリーペーパー「meets!」でも、松浦の「ビーチ（海）」をクローズアップした7号目が発行されました（5月31日発行）。今回は初の海特集です。海が育てる海産、海が魅せる風光、海がもたらす暮らし…。どのまちにも負けない松浦の魅力は、海のちからによるものですよ。そこで今号は、松浦の海＝魚のイメージだけではなく、もっと多彩な魅力に目を向け、「海を守る若者たち」「島を興す若者たち」そして歴史の海の物語やマリンスポーツの海景色を取材しました。なんと「空撮」も敢行！鳥の目になって青く澄んだ松浦の美しい海を空から撮影しました。「meets! まつらブログ」から、その撮影動画をご覧いただけます。見慣れた松浦の海が、全く違う景色に見えることでしょ。ぜひ一度ご覧ください。



「meets!」は松浦市役所、まつら観光物産協会などで入手できます。



空から見る松浦の海は、透き通るような「青」のグラデーション！

お問い合わせ・ご意見など 商工観光課福岡事務所 ☎092-406-2180 Eメール matsura.f@city.matsura.lg.jp

## 消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 72 - 1861

### 子どものオンラインゲームのトラブルにご注意ください！

「クレジットカード会社から身に覚えのない請求が届いたので確認すると、子どもが黙ってクレジットカードでオンラインゲームのアイテムを購入していた事が分かった」などのクレジットカード決済を利用した相談が多く寄せられています。

#### 〈事例〉

- 10歳の息子が、私のタブレット端末でオンラインゲームをしたらしく1カ月で20万円の請求に気が付いた。タブレットでゲームをしていたのは知っていたが、まさかお金が掛かるとは思っていなかった。プラットフォーム上に「お金の処理が終了しました」という表示を見て初めて知った。子どもに問いただしたがよく分からない。どことどのように話をしていたらいいか。（契約者：小学4年生、相談者：母親）
- 夫が運転中に6歳の娘がスマホを触った。その時、ちょうどロックが外れた状態のまま、以前使用させたことがある無料のゲームで遊んでいた。娘は使い方を知っていたようで、最初のアプリが並んだ画面からそこに入り、ゲームをして、そのドライブ中あっという間に9万円程度課金してしまったようだ。その後、携帯電話会社から「月に10万円を超える利用があったので、上限を超えており、利用停止する」というメールが来てびっくりした。調べてみて、このゲームの利用が判明した。6歳の子供が簡単に有料のアイテムを課金できるなんて思ってもみなかった。どうすればいいか？（契約者：6歳女兒、相談者：母親）

#### 〈ひとこと助言〉

親子でゲームについて確認し、話し合いましょう

- ・スマートフォンやゲーム機の機器、ゲーム内容や課金の仕組みについて確認する。
  - ・子供が遊んでいるゲームが、無料なのか、有料なのか再確認する。
  - ・大人のスマートフォンや携帯電話、大人が会員登録したIDを未成年者には利用させない。
  - ・ペアレンタルコントロールやパスワード設定などを利用する。
- 大人はクレジットカードの管理について注意をする
- ・自分がどこにしまっているか、確認する。
  - ・利用明細を毎月確認する。
  - ・クレジットカードやその情報を登録しているサイトIDなどの管理には、細心の注意を払う。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。